

【ベトナム】第8次国家電力開発基本計画改正の影響と直接電力購入契約制度の進展

ベトナム政府は、2026年～2030年の年平均GDP成長率10%という高成長目標を背景に、電力需給見通しを大幅に引き上げ、昨年第8次国家電力開発計画（PDP8）の改正を行っている。このPDP8改正では、再エネ導入目標量の1.9～3.2倍もの大幅な引き上げや原子力発電所の導入を明示することによって、低炭素エネルギー利用促進への野心的な計画が示された。また、同国政府はこのPDP8改正版における再エネ開発を後押しすべく直接電力購買契約（DPPA: Direct Power Purchase Agreement）制度の改正を進めている。

同国のDPPA制度は、ベトナム電力公社（EVN）を介さずに、直接、再エネ事業者と需要家が電力取引出来るようにすることによって、民間再エネ投資を促進することを目的として、2024年7月施行の政令80/2024/ND-CP（政令80号）により初めて明文化され、フィジカル型DPPA（専用送電線モデル）と、ベトナム電力公社（EVN）の系統接続のバーチャル型DPPA（市場連動の系統接続型モデル）の二つの制度が整備された。

その後、電力需要の急激な高まりや市場の要望により、直近では本年3月に価格設定などの参入要件が緩和されたことで、今後同国におけるDPPAの導入は加速することが見込まれる。本稿では、PDP8改正の影響とDPPA制度の動向について概説する。

1. PDP8改正とDPPA制度への言及

ベトナム政府は、2025年4月15日に首相決定第768/QD-TTg号を発行し、2050年までのビジョンを含む、2021～2030年の第8次国家電力開発計画の改正を承認した。これには2050年を見据え、石炭火力発電の段階的廃止や、LNGや原子力への移行が含まれる。また、再エネの導入目標値が1.9～3.2倍と大幅に引き上げられ、国内エネルギーの低炭素化を推進することを掲げている（表-1）。さらに、当改正では、送電網インフラの強化、DPPAの促進、そして2050年のネットゼロ排出目標との整合性を図ることで、エネルギー安全保障、環境への責任、そして民間セクターの参加促進への道筋を示している。

（PDP8改正の注目される変更点）

- ・火力発電：2030年までに22,524MWのLNGベースの発電と10,681MW～14,930MWの国内天然ガスベースの発電を開始。また、石炭火力を段階的に廃止し、2050年には全廃する計画。

※本稿は2026年4月15日時点の情報です。

- ・ 風力発電：洋上風力発電容量は 2035 年までに 6,000MW から 17,032MW になると予測。また、陸上および沿岸部の風力発電容量は 2030 年までに 26,066MW から 38,029MW に達すると予測。
- ・ 太陽光発電：光発電容量目標（地上設置型および屋上設置型）は 46,459MW～73,416MW へ大幅に引き上げ。
- ・ バッテリーエネルギー貯蔵システム（BESS）の容量は 10,000MW～16,300MW の範囲とすることを目標。

表-1 PDP8 の主な改正点

（単位：MW）

電 源	当初 PDP8 (2030 年)	改定 PDP8 (2030 年)	備 考
太陽光（屋上設置含み）	12,836	46,459～73,416	3.5～5.7 倍増加
陸上・沿岸風力	21,880	26,066～38,029	19～74%増加
洋上風力	6,000	6,000～17,032	1.0～最大 2.8 倍増加
蓄電設備（BESS）	300	10,000～16,300	33～54 倍増加
石炭火力	30,127	31,055	2050 年までに段階的廃止
原子力	—	4,000～6,400	新規追加

出所 首相決定 768/QD-TTg を基に当会作成

2. DPPA 制度の概要と変遷

（1）DPPA 制度の概要について

DPPA メカニズムに関しては、政令 80 号および政令 57/2025/ND-CP（政令 57 号）により同国における DPPA のための包括的な枠組みが示された。この枠組みでは、主にフィジカル型 DPPA（専用送電線モデル）とバーチャル型 DPPA（市場連動の系統接続型モデル）の 2 つの構造が提示されている。フィジカル型 DPPA は、専用送電線を通じて再エネ発電事業者と大規模消費者が直接接続する形態である。

一方、バーチャル型 DPPA は EVN の送電網を通じて託送され、再エネ発電事業者への支払額は、契約価格とベトナム卸電力市場（VWEM）価格との差額に基づき差額決済契約（CfD）にて価格が決まる。なお、この CfD には差額精算コスト（Ccl）の仕組みが含まれるが、政府より明確な算定式が明示されておらず、投資回収の見通しが立て難いことが問題視されている。

また、環境価値の帰属については、現段階で同国の DPPA 制度内に言及はなく、企業間の個別契約内に盛り込むこととしている。

(2) DPPA 制度の変遷について

同国における DPPA 制度は 2024 年の政令 80 号後、2025 年 3 月には政令 57 号、2026 年 3 月に施行された国会決議 253/2025/QH15（国会決議 253 号）など、1 年を待たずに頻繁に改正されていることに注意が必要である。以下に変遷の概要を示す（表-2）。

表-2 DPPA 制度に関わる政令等の主な変遷

法令	発効日	主な役割と影響
政令 80 号 (Decree 80/2024/ND-CP)	2024 年 7 月 3 日	DPPA の概念を初めて導入したパイロット制度。太陽光・風力に限定され、参加可能な需要家の要件も厳しい。
政令 57 号 (Decree 57/2025/ND-CP)	2025 年 3 月 3 日	需要家の参加要件を緩和。また、バイオマス・廃棄物発電等を追加した。一方、価格上限が設けられ、企業間価格交渉に制限有り。
国会決議 253 号 (Resolution 253/2025/QH15)	2026 年 3 月 1 日	価格上限が撤廃され自由な価格設定が可能となった。洋上風力への優先権、工業団地小売業者の参加拡大を規定。

出所 政令 80 号、政令 57 号、国会決議 253 号を基に当会作成

① 2024 年政令 80 号から 2025 年政令 57 号への改正

2024 年 7 月に公布された政令 80 号は、国内で初めて DPPA 制度が明文化された政令である。しかし、この政令は参入障壁が高く、参入要件は、大規模電力需要家は、月平均電力消費量が 200MWh 以上、および 22kV 以上の電圧で接続することが求められたため、多くの参加希望者が排除された。また、発電側の要件は 10MW 以上の太陽光発電所と風力発電所に限定されていたため、小規模で多様な再エネプロジェクトも除外されていた。加えてこの政令は、民間送電網接続の価格設定ルールについても CfD や Ccl 算定方法などの明確性を欠き、投資家にとって不確実性があり、結果として DPPA は普及しなかった。そのため、施行からわずか 8 か月で政令 80 号に代わる政令 57 号を発行し、政令 80 号での制約を緩和する方向性を示した。政令 57 号の DPPA 制度の主な改正点は以下のとおりである。

- i) 柔軟な資格：参加できる大口需要家の要件であった月間平均電力消費量（200MWh）の要件と受電電圧レベルの要件の削除。
- ii) 対象発電所の拡大：10MW 以上の風力発電所と太陽光発電所のみから、ベトナムの廃棄物発電所の参加可能性を考慮し、バイオマス発電所も対象に追加。
- iii) 屋上太陽光発電の参加：屋上太陽光発電の所有者は、余剰電力を前年の平均電力市場価格で EVN に販売することが可能に。ただし、余剰電力量は実際の発電能力の 20%に制限。

iv) 価格上限緩和：当初フィジカル型 DPPA モデルに価格上限が導入されていたが、当事者は商工省（MOIT）が随時通知する上限価格の制限内で柔軟に交渉可能に。

② 国会決議 253 号による更なる DPPA 制約緩和の兆し

政令 57 号では、政令 80 号と比較し、DPPA の要件が緩和されたが、より多くの再エネを求めるグローバル企業の需要家からは更なる要件緩和の要望が高まっていた。これを背景に、国会決議 253 号では以下に示す点が緩和され、特にボトルネックと指摘されていた（i）価格上限撤廃、（ii）参加者拡大により DPPA の障壁が大幅に下がったことで、今後 DPPA の導入拡大が期待される。

i) 価格上限の撤廃

政令 57 号の下で、フィジカル型 DPPA モデルにおける PPA の電力料金は、対応する電源に適用される料金枠内で上限が設定されていた。国会決議 253 号はこの制限を撤廃し、当事者が電力料金について自由に交渉し合意することを認めている。

ii) 参加者対象を拡大

国会決議 253 号は、工業団地、経済特区、輸出加工区、産業クラスター、ハイテク特区、デジタル技術集積区、ハイテク農業特区、都市特区、または自由貿易特区で事業を行う電力小売事業者が、DPPA メカニズムに直接参加することを認めている。

iii) PPA 締結までの期間を短縮

従来アプローチでは、落札者が提案した電力料金の上限額が、EVN との入札以降の交渉における電力料金の上限額となることが定められていたが、国会決議 253 号は、発電プロジェクト（火力発電、小型モジュール型原子力発電、および洋上風力発電プロジェクトを除く）に対し、以下のようにより簡素化されたプロセスを導入した。

- ・入札年度に適用される上限料金枠内で決定された落札料金は、PPA に基づく最終料金となり、これ以上の交渉は不要となる。
- ・PPA の交渉および締結までの期間は、落札投資家が有効な交渉書類を提出した時点から、従来の 3 カ月から 30 日に短縮される。

3. DPPA の市場動向

同国で DPPA が注目されるのには、ベトナムに製造拠点を持つ Samsung、Apple、Nike、LEGO 等のグローバル企業が再エネ電力の直接調達を強く求めていることも背景にあり、クリーンエネルギー投資の世界的潮流が、ベトナム政府に DPPA 制度の整備を促す強力な外圧となっている。商工省の 2023 年末調査によれば、約 20 社の大口需要家が合計約 1,000MW の DPPA 需要を表明し、24 の再エネプロジェクト (1,773MW) が DPPA 供給を希望、さらに 17 プロジェクト (2,836MW) が参加を検討しているとされる。

2024 年の政令 80 号発表後から徐々に DPPA の契約締結が報道され始めているなかで、特に大型の DPPA の事例としては、LEGO ベトナム工場が挙げられる。この事例では、LEGO ベトナム工場がベトナム・シンガポール工業団地 (VSIP) と DPPA を締結し、VSIP の大規模ソーラーパネルで発電した電力を、産業用バッテリー蓄電システムを通じて工場に供給するもので、DPPA と自社再エネ設備を合わせて最初の 5 年間の工場の総電力需要の約 75%が賄われる。また、副次効果として工場では年間約 15,000 トンの CO₂ 削減が見込まれる。

また他の事例として、パワー・エンジニアリング・コンサルティング・ジョイント・ストック・カンパニー 2 (PECC2)、ソーラーベスト・ベトナム社、およびハイミー・サイゴン・ファクトリー社 (EVM) が DPPA の枠組みに基づく協力協定に署名しており、EVM のベトナムにおける事業運営に対し、ソーラーベストおよび PECC2 からクリーンな電力を供給する。

4. 同国における DPPA の課題

(1) DPPA 料金および差額精算コスト (Ccl) の不透明性

同国の DPPA における主な課題として、特に差額精算コスト (Ccl) を含む価格体系の不透明性と予測困難性が市場より強く指摘されている。系統利用料や系統サービス料、調整費用などの構成要素が明確でないため、予算策定や従来の電力料金との比較が難しく、明確な算定式の欠如や予見性の乏しさも相まって、財務リスクの増大や投資意欲の低下を招いており、懸念が広がっている。

このような状況から、多くの関係者は DPPA を短期的なコスト削減策ではなく、再エネ導入や ESG 達成のための戦略的手段と捉えており、普及拡大には DPPA の価格透明性の向上や明確な制度指針の整備が不可欠とされる。

(2) 送電混雑と出力抑制のリスク

2019年以降、FITブームにより建設された大量の太陽光・風力発電所が中南部（ニントゥアン省やビントゥアン省など）に集中しており、送電容量を超過するケースが頻発している。2025年に完成した500kV送電線（クアンチャック・フォーノイ送電線等）などにより、南北間送電容量のボトルネックは一部解消されているが、地方レベルとして、依然として出力抑制が発生するリスクがある。送電網増強も再エネの導入に併せて急ピッチで進める必要がある。

5. おわりに

ベトナムでは、DPPAに関して頻繁な制度の改正が行われることや、FIT未払い問題¹など、政策の見通し難さが課題である。また、送電混雑や出力抑制といったリスクも顕在化しており、同国の送電網増強は待ったなしの状況である。

一方、同国のPDP8では、2030年・2050年までの大規模な再エネの導入を図るが、この導入拡大には系統のレジリエンス強化が不可欠であり、蓄電設備（BESS）は重要な役割を担うと期待される。BESSに関しては2025年12月に政府通達65号²が発表され、PPA価格枠組みが設定されるなど、BESSに関する制度改正の動向も注目される。

総括して、同国におけるDPPA制度は、DPPA料金や差額精算コストの不透明さからまだまだ未完成であるが、徐々に民間セクターが参入し易い要件へと緩和されており、2026年以降はDPPAの案件が加速的に増えることが期待される。

¹ 頻繁な法改正により、FIT新基準を満たせなかった173プロジェクトを対象にEVNからの支払い遅延・未払い問題が起きている。

² 通達第62/2025/TT-BCT号(2025年12月10日付):BESSの価格決定手法およびその電力購入契約(PPA)に求められる主要な枠組みを規定。

(参考資料) ※最終閲覧日はすべて 2026 年 3 月 30 日

1. Chinhphu.vn : 首相決定 768/QD-TTg

<https://vanban.chinhphu.vn/?docid=213388&pageid=27160>

2. Luat Vietnam : 政令 80/2024/ND-CP

<https://english.luatvietnam.vn/cong-nghiep/decree-80-2024-nd-cp-direct-power-purchase-and-sale-mechanism-358946-d1.html>

3. Thuvienphapluat.vn : 政令 57/2025/ND-CP

<https://thuvienphapluat.vn/van-ban/EN/Thuong-mai/Decree-57-2025-ND-CP-mechanisms-for-direct-power-trading-large-electricity-consumers/647277/tieng-anh.aspx>

4. Thuvienphapluat.vn : 国会決議 253/2025/QH15

<https://thuvienphapluat.vn/van-ban/EN/Tai-nguyen-Moi-truong/Resolution-253-2025-QH15-mechanisms-and-policies-for-national-energy-development/687025/tieng-anh.aspx>

5. Asia Clean Energy Coalition : Joint Analysis: Viet Nam DPPA: Why Industry Uptake Remains Modest – A View from Industry

<https://asiacleanenergycoalition.com/en/news/joint-analysis-viet-nam-dppa-why-industry-uptake-remains-modest-a-view-from-industry.html>